

「おいしい！健康わかやま」プロモーション動画制作等業務委託 仕様書

1 業務名

「おいしい！健康わかやま」プロモーション動画制作等業務

2 業務目的

和歌山県産品の魅力を県内外に広く周知するためにPR動画を制作・発信し、効果的な認知度向上を図る。制作したプロモーション動画は、ウェブサイトやSNS、展示会、イベント等において消費者及びバイヤー等に和歌山県産品の魅力を伝えるために活用する。

3 業務内容

- (1) 動画の企画・制作
- (2) 動画制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、グラフィック作業等の業務一式
- (3) 動画の複製
- (4) その他上記業務に付随する業務

4 企画・構成

- (1) 和歌山県産品の魅力をPRすることを目的とした動画を企画・制作すること。
- (2) 動画内容について、前記(1)を前提とし、下記ア、イを基に、資料により委託者に提案・説明し、協議のうえ決定する(全5種類)。

ア 水産関係動画

- ▶ 生マグロ水揚げ日本一的那智勝浦町水産関係者からインタビューするなどして、視聴者に対して「水産関係者としての思いが伝わる動画」、「市場見学の疑似体験が出来るような動画」とすると共に、視聴者が「生マグロの美味しさを感じることが出来る動画」とすること。また、本県の豊かな自然風景などのシーンを映像に盛り込む等、魅力が十分に伝わるよう創意工夫すること。

- ① 時間：3分程度 (県HPおいしく食べて和歌山モール用・展示会用)

※おいしく食べて和歌山モールURL: <https://oishii-wakayama.com/feature/movie/>

- ② 時間：15秒程度 (SNS用)

イ 製造工程動画

- ▶ 県産加工品(醤油・金山寺味噌)を製造するにあたっての生産者からインタビューするなどして、視聴者に対して「県産加工品の歴史や生産者の作り手としての思いが伝わる動画」、「製造工場見学の疑似体験が出来るような動画」とすると共に、視聴者が「県産加工品の美味しさを感じることが出来る動画」とすること。また、本県の豊かな自然風景などのシーンを映像に盛り込む等、魅力が十分に伝わるよう創意工夫すること。

- ① 時間：3分程度 (県HPおいしく食べて和歌山モール用・展示会用)

※おいしく食べて和歌山モールURL: <https://oishii-wakayama.com/feature/movie/>

- ② 時間：15秒程度 (SNS用) × 2種 (醤油・金山寺味噌)

- (3) 上記、(2)の動画については、イメージに合致するBGMのほか、テロップ(日本語及び英

訳)を入れ、聴覚障害者や外国人にも配慮した仕様で制作すること。BGMは基本的にオリジナル又はフリー音源を使用、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

(4) 制作にあたっては新規撮影を基本とするが、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも委託者と協議のうえ可とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者にて行い、その際の費用も受託者において負担すること。

(5) ドローンなど、映像制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、臨場感があり、視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは、受託者にて行うこと。

(6) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きは受託者にて行うこと。

5 撮影条件

フルハイビジョンで撮影すること

6 委託期間

契約締結時から令和4年3月30日(水)

7 経費

原則として以下の事項を含め、全ての経費を委託費に含めること。

- (1) 計画・管理・運営準備費(撮影現場との連絡調整、撮影、収録費用等)
- (2) プロモーション動画制作・編集費
- (3) DVD・データ制作費
- (4) 人件費、旅費(受託者の運営費用)

8 納品

(1) 納品形態

ア DVD 原盤2枚及び複製10枚(DVD-VIDEO形式)

※原盤はコピーガード処理を行わないこと

イ USBメモリー2個

ウ 動画共有サイトにアップロード可能な形式

エ 県が別途指定する動画内の静止画10枚(JPEG)

オ 実績報告書

(2) 納入期限

令和4年3月25日(金)

(3) 納入先

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地(和歌山県庁東別館5階)

和歌山県農林水産部食品流通課

TEL: 073-441-2815 FAX: 073-432-4161

E-mail: kitazume_t0002@pref.wakayama.lg.jp

9 留意点

(1) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(2) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用できるものとする。なお、受託者は成果物の変更、切除、その他の改変することを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(4) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、和歌山県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。制作に関して肖像権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

(8) その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。